

# 山梨県CSF防疫対策本部 本部員会議

## 次 第

日 時：令和元年11月16日（土）13:00～

場 所：防災新館301会議室

- 1 開 会
- 2 議 事
  - (1) CSFについて
  - (2) 経緯及び予定について
  - (3) 発生農場の概要について
  - (4) 今後の対応（案）について
  - (5) 防疫措置について
- 3 知事からの指示事項
- 4 閉 会

## 1 CSF※（豚コレラ）について

CSFウイルスにより起こる豚、イノシシの伝染病で、強い感染力と高い致死率が特徴です。

感染豚や汚染物品等との接触等により感染が拡大します。

治療法は無く、発生した場合の家畜業界への影響が甚大であることから、家畜伝染病予防法の中で重篤な疾病とされています。

CSFは、豚やイノシシの病気であって人に感染することはない、仮にCSFにかかった豚の肉や内臓を食べても人体に影響はありません。また、感染豚の肉が市場に出回ることはありません。

※CSF (Classical swine fever) 11月12日から呼称変更

## 2 経緯及び予定

11月14日	<ul style="list-style-type: none"><li>・当該農場から西部家畜保健衛生所に飼養豚に異状（元気消失、食欲不振）がみられる旨の通報あり</li><li>・家畜防疫員が農場に立入りし、現地を確認するとともに検査材料を採取</li><li>・東部家畜保健衛生所でCSF検査を実施</li></ul>
11月15日	<ul style="list-style-type: none"><li>・県のCSF検査の結果、陽性と判定</li><li>・農研機構 動物衛生研究部門でCSF検査を実施</li></ul>
11月16日	<ul style="list-style-type: none"><li>・国のCSF検査の結果、陽性と判定</li><li>・国において、患畜と判定</li><li>・県対策本部及び現地対策本部開催</li><li>・現地対策本部の防疫作業開始</li></ul>

### 3 発生農場の概要

所在地：韮崎市

飼養状況：871頭

### 4 今後の対応（案）について

#### （1）疾病のまん延防止

- ① 当該農場が飼養する豚の全頭殺処分、埋却処分、畜舎等消毒
- ② 当該農場を中心とした半径3km以内の区域を家畜等の移動を制限する区域（「移動制限区域」）として設定。なお、該当農場なし
- ③ 当該農場を中心とした半径10km以内の移動制限区域に外接する区域について、家畜等の当該区域からの搬出を禁止する区域（「搬出制限区域」）として設定。なお、当区域内に1戸の養豚農場が存在
- ④ 当該農場と同一のと畜場等を利用し、交差の恐れがある養豚農場を監視対象農場として報告を徴求

#### （2）消毒ポイントの設置

28日間半径10km以内に消毒ポイントを3箇所設置し、畜産関係車両の消毒徹底に努める。

#### （3）農場における飼養衛生管理基準の遵守

- ・早期発見・早期通報の強化
- ・人や車の消毒の徹底
- ・養豚農場へのイノシシ侵入防止対策の徹底

#### （4）CSFワクチンの的確な接種

豚及びイノシシへの計画的なCSFワクチンの接種

#### （5）野生イノシシの捕獲の強化及び監視体制の強化

- ・死亡及び捕獲イノシシのサーベイランス調査

#### （6）風評被害対策

- ・県民への正確な情報の周知
- ・県HP等による情報発信

## 5 防疫措置について

殺処分：11月17日(日)終了予定

埋却処分・畜舎消毒：11月19日(火)終了予定

	11月16日(土)	17日(日)	18日(月)	19日(火)		20日	21日	～	31日	32日
	確定日 1日	2日	3日	4日	～	20日	21日	～	31日	32日
発生農場	豚コレラ(疑似)患者確定	殺処分	埋却	汚染物品処理 畜舎消毒	防疫措置完了					終息
周辺農場等	搬出制限区域(10km)									